

契約書（案）

印刷製本契約書

(印刷により著作権が発生しない場合)

- 1

印刷製本名

県政だより「さんSUN高知」令和8年11月号～令和9年4月号
- 2

納入期限

別紙仕様書のとおり
- 3

納入場所

別紙仕様書のとおり
- 4

契約金額

¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5

契約保証金

納付 (¥) ・ 免除
- 6

個人情報等取扱特記事項

有り (別記特記事項に基づく報告必要) ・ 無し
- 7

特記事項

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

発注者

高知県
契約担当者 高知県知事 濱田 省司

印

受注者

住所
氏名

印

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 甲は、契約書記載の印刷製本物を作成するための原案（以下「原案」という。）を乙に引渡し、乙は、原案に基づいて印刷製本物を作成し、納入期限内に納入場所において甲に納入するものとし、甲はその契約金額を支払うものとする。

4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）に従って、契約を誠実に履行しなければならない。

5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(法令上の責任)

第4条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(印刷製本物の引渡しをした後の納入実績等の譲渡に伴う債務引受)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、印刷製本物の引渡しをした後において、この契約に係る納入実績等を第三者に譲渡する場合は、印刷製本物の引渡しをした後に第18条、第

21条、第21条の2及び第21条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

- 2 乙は、納入実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該納入実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、印刷製本物の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(下請負の禁止)

第6条 乙は、印刷製本の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、業務の一部を第三者に請け負わせる（以下「下請負」という。）ことができる。この場合においては、乙は、あらかじめ下請負の相手方の商号又は名称及び住所、下請負を行う業務の範囲、契約金額、下請負の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。下請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に下請負する場合、乙は、当該第三者（以下「下請負先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、下請負先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第19条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報等の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(事情変更)

第10条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適當となったときは、協議して契約を変更することができる。

(予期することのできない経済情勢の変動)

第10条の2 甲及び乙は、履行期間中に予期することのできない経済情勢の変動により契約金額が不適當となったときは、契約金額の変更に係る協議を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、甲及び乙は誠実に再協議に応じなければならない。

(納入期限の延長等)

第11条 乙は、天災その他不可抗力によって納入期限内に印刷製本物を納入することができないときは、その事由を明示した書面により遅滞なく甲と協議したうえで、納入期限の延長を請求することができる。

2 乙は、その責めに帰する事由により納入期限内に印刷製本物を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

(検査等)

第12条 乙は、印刷製本物を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した印刷製本物は、乙において甲の指示する期限内に修補又はこれに代えて新たに印刷製本して、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の修補又は再印刷製本に要する費用は、乙の負担とする。

(印刷製本物の引渡し及び所有権移転)

第13条 印刷製本物の引渡しは、乙が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 印刷製本物の所有権は、前項の規定による引渡しをしたときに移転するものとする。

(契約金額の支払)

第14条 乙は、前条第1項の規定により印刷製本物の引渡しが行われたときは、甲に対して当該部分に相当する契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(数量等の変更)

第15条 甲は、必要がある場合には、乙から第12条第1項の規定による検査を求める通知を受け取るまでは、印刷製本物の数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において契約金額を増減する必要があるときは、契約金額の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第16条 乙が納入期限内に印刷製本物を納入しなかったときは、乙は、甲に対して、第20条第1項の損害賠償とは別に、当該納入遅滞部分に係る契約金額に対し、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を延滞違約金として支払うものとする。ただし、乙が印刷製本物を納入できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

- 2 甲の責めに帰する事由により、第14条第2項に規定する契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、未受領額につき、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- 3 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

（危険負担）

第17条 第13条第1項の規定による引渡し前に生じた印刷製本物の亡失、き損、変質その他一切の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

（第三者に対する賠償責任）

第17条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

（契約不適合責任）

第18条 甲は、印刷製本物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して無償による契約不適合の修補又は再印刷製本その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求（以下この条において「契約金額減額請求」という。）することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに契約金額減額請求をすることができる。

- （1） 履行の追完が不能であるとき。
- （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 追完請求又は契約金額減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、第20条の規定による損害賠償の請求並びに第19条、第19条の2及び第19条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

- 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しするときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく契約の全

部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1） 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

（2） 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（3） 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

（4） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（5） 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

（6） 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（7） 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（8） 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（9） 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（10） 第7条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第19条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第21条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償等）

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、第19条第1項又は第19条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第19条第2項に定める（第19条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき契約金額と相殺することができる。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

第21条 乙は、第19条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の

通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第19条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であつて、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第19条の3第1項第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における契約金額の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
 - 4 前各項の規定は、印刷製本物の引渡しをした後においても適用する。

（談合等の不正行為があつた場合の違約金としての違約金）

- 第21条の2 乙は、第19条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約金としての違約金の額は、契約金額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。
 - 3 前2項の規定は、印刷製本物の引渡しをした後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

- 第21条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、印刷製本物の引渡しをした後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、印刷製本物の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

- 第22条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金、延滞違約金又は違約金としての違約金（以下この項において「違約金等」という。）を甲の指定する期間（第21条に規定する賠

償金にあつては同条第1項に、第21条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した違約金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき契約金額があるときは、甲は、当該契約金額と、未払いとなっている違約金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第23条 第16条第1項及び第2項、第21条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の費用）

第24条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第25条 この契約に関する疑義及びこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面

を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託の期間
 - (3) 再委託の相手方
 - (4) 再委託が必要である理由
 - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供して

はならない。

- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

- 2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

- 第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国

が該当する。)において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止

要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

（損害賠償）

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。